

鹿沼市上下水道事業経営委員会条例

(設置)

第 1 条 水道事業及び下水道事業の安定的な事業経営に資するため、鹿沼市上下水道事業経営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者の権限を行う市長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

(1) 水道料金に関する事項

(2) 公共下水道及び農業集落排水処理施設の使用料に関する事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、水道事業及び下水道事業の加入金、負担金、使用料、手数料等に関する事項

2 委員会は、管理者の権限を行う市長の求めに応じ、次に掲げる事項について意見を述べることができる。

(1) 計画に関する事項

(2) 大規模事業に関する事項

(3) 新規事業に関する事項

(4) その他管理者の権限を行う市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 8 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者の権限を行う市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係団体から推薦を受けた者

(3) 市議会の議員

(4) 公募による市民

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

4 管理者の権限を行う市長は、委員会に特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員会が置かれた後最初に開かれる会議は、管理者の権限を行う市長が招集する。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(秘密保持義務)

第 7 条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、上下水道部において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者の権限を行う市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。